

意見書案第4号

東海第二原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成30年9月28日

提出者	つくば市議会議員	金子	和雄
賛成者	つくば市議会議員	宇野	信子
	〃	塚本	洋二
	〃	小野	泰宏
	〃	滝口	隆一

東海第二原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書

東海第二原子力発電所は、国内初の大型原子力発電所として 1978 年 11 月に営業運転を開始し、東京電力と東北電力に売電をしてきたが、2011 年 3 月に発生した東日本大震災による津波により、3 台ある非常用電源のうち 1 台が止まり、現在運転を停止しているところである。

政府は、福島第一原子力発電所の事故の後、運転から 40 年を越えた原発は原則廃炉とし、あわせて原子力規制委員会の審査と地元自治体の合意が得られれば、一度に限り最長 20 年の運転延長ができるとした。

そうした状況の中、昨年 11 月 24 日、東海第二原子力発電所の運営主体である日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会に対し運転延長申請を行ったところである。

しかしながら、東海第二原子力発電所は、全てのケーブルを難燃ケーブルに交換できないなど、多くの課題が残っている。また、全国の原発の中で最も人口密集地帯にあり、実効性の伴う広域避難計画の策定は困難である。このような状況で東海第二原発を再稼動させることは看過できない。

よって、国及び茨城県においては、市民が安心して暮らし続けられる生活環境を維持するため、下記の事項について特段の取り組みを図るよう強く要望する。

記

- 1 人口密集地で広域避難計画の策定が困難な東海第二原子力発電所の再稼動は認めないこと。
- 2 原子力に依存しない社会の移行を目指し、代替エネルギーの確保と再生可能エネルギー等の新エネルギー導入促進をさらに進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 28 日

つくば市議会

(提出先)

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
総務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官
茨城県知事